

		現行総合計画	次期総合計画（案）	変更理由等
計画 期間	基本構想	19年（H14～R2）	20年（R3～R22）	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想の期間を令和3年度から22年度までの20年間とした理由としては、新幹線新駅誘致の前提であるリニア中央新幹線の大阪開業（2037年）を視野に入れたものとするともに、最終年度である2040年度（令和22年度）には、現役世代1.5人で高齢者1人を支えなければならないという社会保障の2040問題への対応をふまえた設定とした。 新体系としては、これまで基本計画として位置づけていた「施策」やその指標等について迅速かつ柔軟に変更等ができるよう、パブコメ等を不実施としてきた実施計画の中に包含し、「基本構想－実施計画」の2層構造とした。 実施計画の期間については、町長選挙の時期（9月）や町長選挙後から新たな実施計画を策定するまでの作業期間、首長が変わった場合の計画行政の担保などの観点から4年とした。
	基本計画	前期基本計画10年（H14～H23）・後期基本計画9年（H24～R2）		
	実施計画	前期5年毎に策定 第1次（H14～H18）・第2次（H19～H23） 後期3年毎に策定 第3次（H24～H26） 第4次（H27～H29）・第5次（H30～R2）	4年毎に策定 第1次（R3～R6）・第2次（R7～R10）・第3次（R11～R14） 第4次（R15～R18）・第5次（R19～R22）	

		現行総合計画	次期総合計画（案）	変更理由等
項目	序論	第1章 計画策定の意義 (1) 総合計画策定の趣旨 (2) 総合計画の役割 第2章 総合計画の概要 (1) 計画の名称 (2) 計画の構成 第3章 寒川町のすがた (1) 位置と地勢 (2) あゆみ 第4章 計画策定の背景 (1) 人口・世帯数の見込み (2) 財政の見通し (3) 社会経済環境変化に対する認識 (都市基盤、環境・エネルギー、安心・安全、学び・教育、産業活性化、厳しい経済環境、地方分権) (4) 計画策定にあたっての基本的な姿勢 ◆町民参加（参画）のまちづくりの推進 ◆広域行政の推進 ◆効率的な行財政運営	第1章 計画策定の意義 (1) 総合計画策定の趣旨 (2) 総合計画の役割 第2章 総合計画の概要 (1) 計画の名称 (2) 計画の構成 第3章 寒川町のすがた (1) 位置と地勢 (2) あゆみ 第4章 計画策定の背景 (1) 人口・世帯数の見込み (2) 財政の見通し (3) 社会経済環境変化に対する認識 (人口減少・少子高齢化、2040年問題、地方創生、SDGs（持続可能な開発目標）、新たな技術革新の活用、暮らしの変化、都市基盤整備、環境・エネルギー問題、福祉社会、安心・安全社会、学び・教育、魅力ある産業の活性化) 第5章 計画策定の方法 (1) 計画策定の考え方 (2) 計画策定のプロセス	本 編 と し て 発 行
	基本構想 【議決部分】	第1章 まちづくりの理念 第2章 まちの将来像 第3章 基本構想の体系図 第4章 将来の指標 (1) 人口及び世帯数 (2) 土地利用 1) 土地利用 2) 将来都市構造 第5章 基本目標と施策の方向（政策） 5つの基本目標と12の施策の方向（政策）	第1章 まちづくりの理念 第2章 まちの将来像 第3章 基本構想の体系図 第4章 将来の指標 (1) 人口及び世帯数 (2) 土地利用 1) 土地利用 2) 将来都市構造	
	後期基本計画	○ 後期基本企画推進の基本姿勢 (1) 町民との協働によるまちづくり (2) 広域行政によるまちづくり (3) 地方分権の推進と自律的な行財政運営 ○ 分野別計画 第1章 快適でにぎわいのあるまちづくり 第2章 環境と共生したうらやましいまちづくり 第3章 安心して生きがいのあるまちづくり 第4章 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり 第5章 魅力ある産業と活力あるまちづくり		
	実施計画	第1編 寒川町総合計画の構成 第2編 寒川町総合計画後期基本計画 第2次実施計画の振り返り 第3編 寒川町の現状と課題 第4編 寒川町総合計画後期基本計画 第3次実施計画の概要 第5編 財政計画 第6編 進行管理方法 第7編 計画の体系 第8編 後期基本計画推進の基本姿勢に基づく事業（行政サービス改革に関する取り組み） 第9編 分野別施策体系に基づく事業 第10編 重点プロジェクト	第1編 第1次実施計画の趣旨、役割、概要 第2編 財政計画 第3編 進行管理方法 第4編 計画の体系 第5編 実施計画推進の基本姿勢 (1) 町民との協働によるまちづくり (2) 広域行政によるまちづくり (3) 地方分権の推進と自律的な行財政運営 (4) ブランディングによるまちづくり (5) 幸せのメカニズムの活用 第6編 分野別計画	
		別 に 発 行		<ul style="list-style-type: none"> 社会経済環境変化に対する認識については、人口減少、少子高齢化が進行する中、団塊の世代が75歳以上となるとともに団塊ジュニア世代が65歳に到達し始め、労働人口が大幅な減少に向かう「2040年問題」が与える影響が大きいため、追加した。 2020プランにおける「計画策定にあたっての基本的な姿勢」については、実施計画推進の基本姿勢とも重複するために実施計画に統合した。 「人口・世帯数」の見込みについては、人口ビジョンでの将来人口推計結果（2040年で42,905人、2060年で36,282人）を令和元年度中に改定した上で採用することとする。 「財政の見通し」についても上記推計人口を基とし、予算ベースで2040年までのものとする。（過去分については決算ベースとする）
				<ul style="list-style-type: none"> 第1章のまちづくりの理念では、自治基本条例に基づく「協働のまちづくり」の考えのもとに基本構想を作っていくという考え方を示していくこととする。 政策部分については、より社会経済環境の変化等に柔軟な対応を可能とすることから議決が不要である実施計画に位置づける。 「人口及び世帯数」については、人口ビジョンにおける上記将来人口推計と目標人口（2040年で46,481人、2060年で44,656人）の両論併記とし、財政計画についても同様とする。 基本目標については、内容が第3章と重複するため第5章は削除し、第3章と統合することとした。
				<ul style="list-style-type: none"> 社会経済環境の変化等に柔軟に対応できるように基本計画部分を実施計画に統合した。
				<ul style="list-style-type: none"> 政策部分（5つの基本目標の下にぶら下がる部分）については、他自治体では組織とリンクさせている部分であり、寒川町においても同様な形で進める予定。 基本計画と実施計画を統合して実施計画とし、基本構想と実施計画の2層構造とする。 実施計画は従来どおりの総花的な内容ではなく、重点的に行う施策等を明確にするとともに、各施策において計画期間中に確実に実施する事業等を示す形で重点化し、優先度が明確な計画とする。（資料5参照） 第6編の分野別計画において、基本目標を達成するための手段となる政策や施策の内容を示すほか、施策については指標を設定する予定であるが、町民ワークショップでの意見等を踏まえながら決定していく予定。